

生駒市規則第 4 号

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則

生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「包括ケア推進係」を「包括ケア推進係 基幹型地域包括支援センター係」に、「交通対策係 地籍調査係」を「交通対策係」に、「用地係」を「用地係 地籍調査係」に改める。

第 1 0 条の 3 S D G s 未来都市推進係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること。

第 1 0 条の 3 低炭素まちづくり推進係の項第 9 号を削る。

第 2 0 条庶務年金係の項中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の管理運営に関すること。

第 2 2 条の 2 包括ケア推進係の項中第 4 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 4 号とし、同条に次の 1 項を加える。

基幹型地域包括支援センター係

(1) 基幹型地域包括支援センターの運営に関すること。

(2) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関すること。

(3) 高齢者虐待及び支援困難ケースに関すること。

(4) 地域ケア会議に関すること。

第 27 条管理系の項第 7 号中「こと」の次に「（他課の所管に係るものを除く。）」を加える。

第 32 条地籍調査系の項を削る。

第 33 条に次の 1 項を加える。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 公共基準点の管理及び使用許可等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 道路敷地取得等に係る未処理物件の整理に関すること。

第 41 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の更新計画に関すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。